

# 令和6年度 環境保全計画書

三菱電機株式会社 神戸製作所

## 環境保全計画書の構成

1. 環境方針に関する基本方針（基本理念）  
添付1 三菱電機株式会社 神戸地区環境方針
2. 環境保全に関する組織の現況  
添付2 環境マネジメントシステム推進体制
3. 当該年度の重点取組目標・計画  
添付3 2024年度重点取組計画
4. 公害防止対策及び地球温暖化防止対策に係る計画  
添付4-1 目標及び管理目標値  
添付4-2 ばい煙発生施設からの排出規制に係わる自主管理値  
添付4-3 公共用水域へ排出される水に係わる自主管理値  
添付4-4 公共用下水道へ排出される水に係わる自主管理値  
添付4-5 騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画  
添付4-6 悪臭防止に係わる自主管理値及び測定計画  
添付4-7 目標達成のために講ずる措置・対策  
添付4-8 排ガス中のばい煙濃度測定計画  
添付4-9 公共用水域排出水の汚染状態測定計画  
添付4-10 公共用下水道排出水の汚染状態測定計画  
添付4-11 特定物質排出抑制計画  
添付4-12 特定物質排出抑制(変更)計画書(兵庫県条例)
5. 公害防止対策、地球温暖化防止対策以外の環境保全に係る計画  
添付5-1 長期計画  
添付5-2 2024年度計画

# 三菱電機株式会社

## 神戸地区環境方針

### 【環境基本理念】

三菱電機グループは、「たゆまぬ技術革新と限りない創造力により、活力とゆとりある社会の実現に貢献します」という企業理念の下、サステナビリティの実現への貢献を経営方針の一つとして明示し、「持続可能な地球環境」と「安心・安全・快適な社会」の実現を目指します。

### 【環境方針】

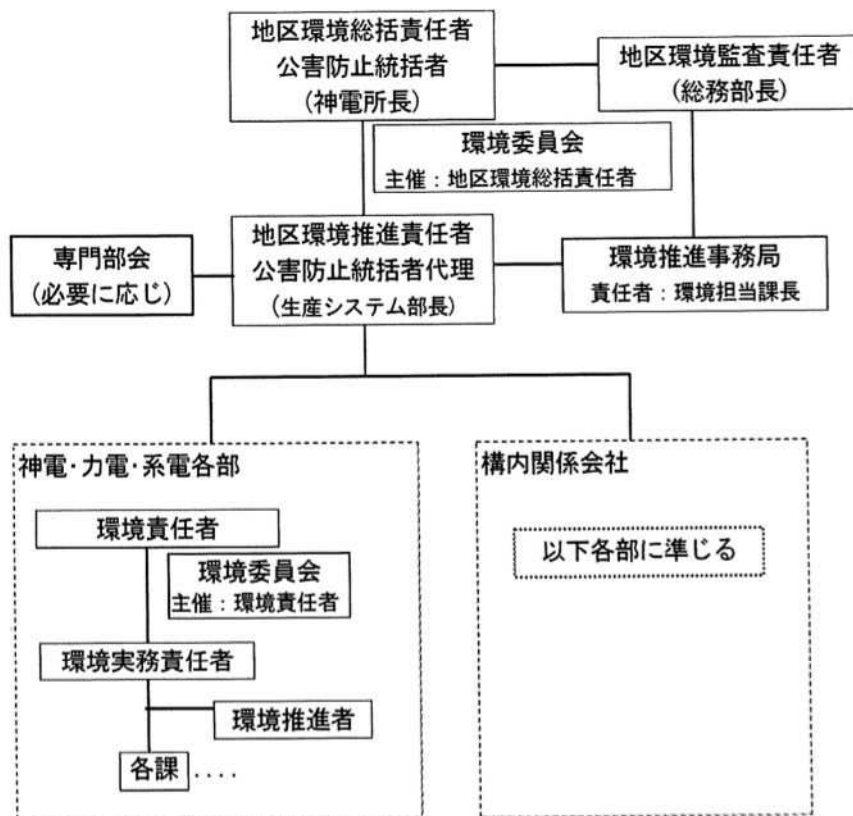
1. これまで培った技術や新たに開発する先進的な技術を用い、「環境ビジョン 2050」に従って、多岐にわたる事業を通じて「気候変動対策」「循環型社会の形成」に貢献する製品・サービスを提供します。急速な脱炭素化への世界的潮流を受け、バリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出抑制に取り組むと共に、生物多様性の保全に努めていきます。
2. 環境関連法規・条例・協定及び神戸地区が受け入れたその他の要求事項を遵守します。法は最低限の社会規範との認識のもと、法の遵守のみならず、社会の変化に対する鋭敏な感性を持って、常に環境への配慮を忘れず事業活動に取り組みます。また、技術的・経済的に実現可能な目標を設定し、具体的な活動の展開とそのフォロー、見直しを実施する枠組みを定めます。
3. 南は瀬戸内海、北は六甲山に面した恵まれた自然環境を大切にし、良き企業市民として、全従業員やその家族、地域社会とともに、環境マインドを育み、社会貢献活動の輪を広げていきます。
4. 「大気、大地、水を守り、心と技術で未来へつなぐ」を環境宣言として掲げ、神戸地区で働く又は、神戸地区のために働く全ての人が、誇りと情熱を持って、豊かな暮らしづくりと地球環境の改善に貢献します。
5. この環境方針は、一般の人にも公開します。

2023年 5月  
三菱電機株式会社 神戸製作所 所長  
(地区環境統括責任者)

久野信章

揭示期間
別途指示まで
環境施設課

## 添付2 環境マネジメントシステム推進体制



神電・力電・系電各部, 構内関係会社		
総務部	生産部	MEE
経理部	品証部	MESW
営業部	力電開発部	菱神テクニカ
神電開発部	原子力部	MELCP
交シ部	原保全部	MG
社シ一部	力Eセ部	TMEIC(産業)
社シ二部	力制シ部	// (PE)
社シS部	保制部	HM水力
資材部	電力ICTセンター	

## 添付3 2024年度重点取組計画

1. 事業を通じた環境課題の解決
  - (1) 製品・サービスによる環境貢献
    - ①新製品でのCO2削減貢献拡大
    - ②資源投入量の削減
  - (2) 事業活動における環境負荷低減
    - ①カーボンニュートラル（生産時CO2削減）
    - ②プラスチック排出物の有効利用率向上
    - ③事業所内の生物多様性保全活動の推進
2. 新しい価値観・ライフスタイルの発信
  - (1) みつびしでんき野外教室・里山保全活動の推進
3. 環境経営基盤の強化
  - ①関係会社を含めた環境監査の确实実施
  - ②低濃度PCB廃棄物の適正処理
  - ③環境不具合等の确实な対応と再発防止策遂行
  - ④アスベスト廃棄物の適正処理
  - ⑤調達先グリーン認定制度の定着

#### 4. 公害防止対策及び地球温暖化防止対策に係わる計画

##### 添付4-1 目標及び管理目標値

	目標
大気汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「大気汚染防止法」、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」、 「神戸市民の環境を守る条例」等の法令の規定を遵守する。</li> <li>◆添付4-2に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係わる 自主管理値の維持に努める。</li> </ul>
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「水質汚濁防止法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸 市民の環境を守る条例」等の法令の規定を遵守する。</li> <li>◆添付4-3に記載する排水の水質に係わる自主管理値の維持に 努める。</li> <li>◆有害物質等による土壌及び地下水汚染の未然防止に努める。</li> </ul>
下水道排水基準遵 守対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「下水道法」、「神戸市下水道条例」等の法令の規程を遵守する。</li> <li>◆添付4-4に記載する下水道排水に係わる自主管理値の維持に 努める。</li> </ul>
騒音防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「騒音規制法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民 の環境を守る条例」に定める基準を厳守する。</li> <li>◆添付4-5に記載する騒音に係わる敷地境界線での自主管理値維持 に努める。</li> <li>◆周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないよう努める。</li> </ul>
振動防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「振動規制法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民 の環境を守る条例」に定める基準を厳守する。</li> <li>◆添付4-5に記載する振動に係わる敷地境界線での自主管理値維持 に努める。</li> <li>◆周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないよう努める。</li> </ul>
悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「悪臭防止法」の規制値を厳守する。</li> <li>◆添付4-6に記載する悪臭に係わる敷地境界線での自主管理値 維持に努める。</li> <li>◆周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないよう努める。</li> </ul>
産業廃棄物の適正 処理・発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「PCB 特別措置法」、 「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民の環境を守る条例」 等の法令を厳守し、産業廃棄物の適正処理を行う。</li> <li>◆廃棄物の削減及び有害物質廃棄物の発生量を抑制する。</li> </ul>
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「環境の保全と創造に関する条例」第6条第2節（地球の温暖化の防 止）の規定を遵守し、特定物質排出抑制のための対策を推進する。</li> </ul>

尚、自主管理値：規制値より低い値とした当所の管理値

添付 4 - 2 ばい煙発生施設からの排出規制に係わる自主管理値

施設名	排出口最大許容濃度自主管理値(下段括弧内の記載は自主管理値の根拠)					
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目				その他有害大気汚染物質 (自主管理値を設定する項目のみ記載)	
	有害物質(法令基準が適用される項目又は自主管理値を設定する項目のみ記載)					
	いおう酸化物 (ppm)	ばいじん (g/m3N)	塩化水素 mg/m3N)	窒素酸化物 (ppm)	水銀 (mg/m3N)	一酸化炭素 (ppm)
焼鈍炉		0.014		90		

添付4-3 公共用水域へ排出される水に係わる自主管理値

項 目	自主管理値 (ng/L)	備考			
		自主管理値の根拠 (法令基準値との関連等)	定期的測定の実施		
法令排水基準設定項目 有害物質項目	1	カドミウム	0.003以下	法令基準値の10%値	○
	2	全シアン	0.07以下	法令基準値の10%値	○
	3	有機リン	0.3以下	法令基準値の30%値	○
	4	鉛	0.07以下	法令基準値の10%値	○
	5	六価クロム	0.035以下	法令基準値の7%値	○
	6	砒素	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	7	全水銀	検出されないこと	法令基準値	○
	8	アルキル水銀	検出されないこと	法令基準値	○
	9	P C B	検出されないこと	法令基準値	○
	10	トリクロロエチレン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	11	テトラクロロエチレン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	12	ジクロロメタン	0.02以下	法令基準値の10%値	○
	13	四塩化炭素	0.002以下	法令基準値の10%値	○
	14	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	法令基準値の10%値	○
	15	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	法令基準値の2%値	○
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	法令基準値の10%値	○
	17	1,1,1トリクロロエタン	0.3以下	法令基準値の10%値	○
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	法令基準値の10%値	○
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	法令基準値の10%値	○
	20	チウラム	0.03以下	法令基準値の50%値	
	21	シマジン	0.015以下	法令基準値の50%値	
	22	チオベンカルブ	0.1以下	法令基準値の50%値	
	23	ベンゼン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	24	セレン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	25	ほう素	23以下	法令基準値の10%値	○
	26	フッ素	3以下	法令基準値の20%値	○
	27	アンモニア性窒素	10以下	法令基準値の10%値	○
		亜硝酸性窒素			
硝酸性窒素					
28	1,4-ジオキサン	0.05以下	法令基準値の10%値	○	
(法令排水基準設定項目 生活環境項目)	26	水素イオン濃度(P H)	5.0以上9.0以下	法令基準値	
	27	化学的酸素要求量(C O D)	25 以下	法令基準値の15%値	
	28	浮遊物質(S S)	45 以下	法令基準値の23%値	
	29	n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	2.5以下	法令基準値の50%値	
	30	フェノール類	0.5以下	法令基準値の10%値	
	31	銅	0.3以下	法令基準値の10%値	
	32	亜鉛	1.0以下	法令基準値の50%値	
	33	溶解性鉄	1.0以下	法令基準値の10%値	
	34	溶解性マンガン	3.0以下	法令基準値の30%値	
	35	クロム	0.2以下	法令基準値の10%値	
	36	大腸菌	300個/cm3以下	法令基準値の10%値	
	37	窒素	12 以下	法令基準値の10%値	
	38	リン	1.6 以下	法令基準値の10%値	

添付 4-4 公共用下水道へ排出される水に係わる自主管理値

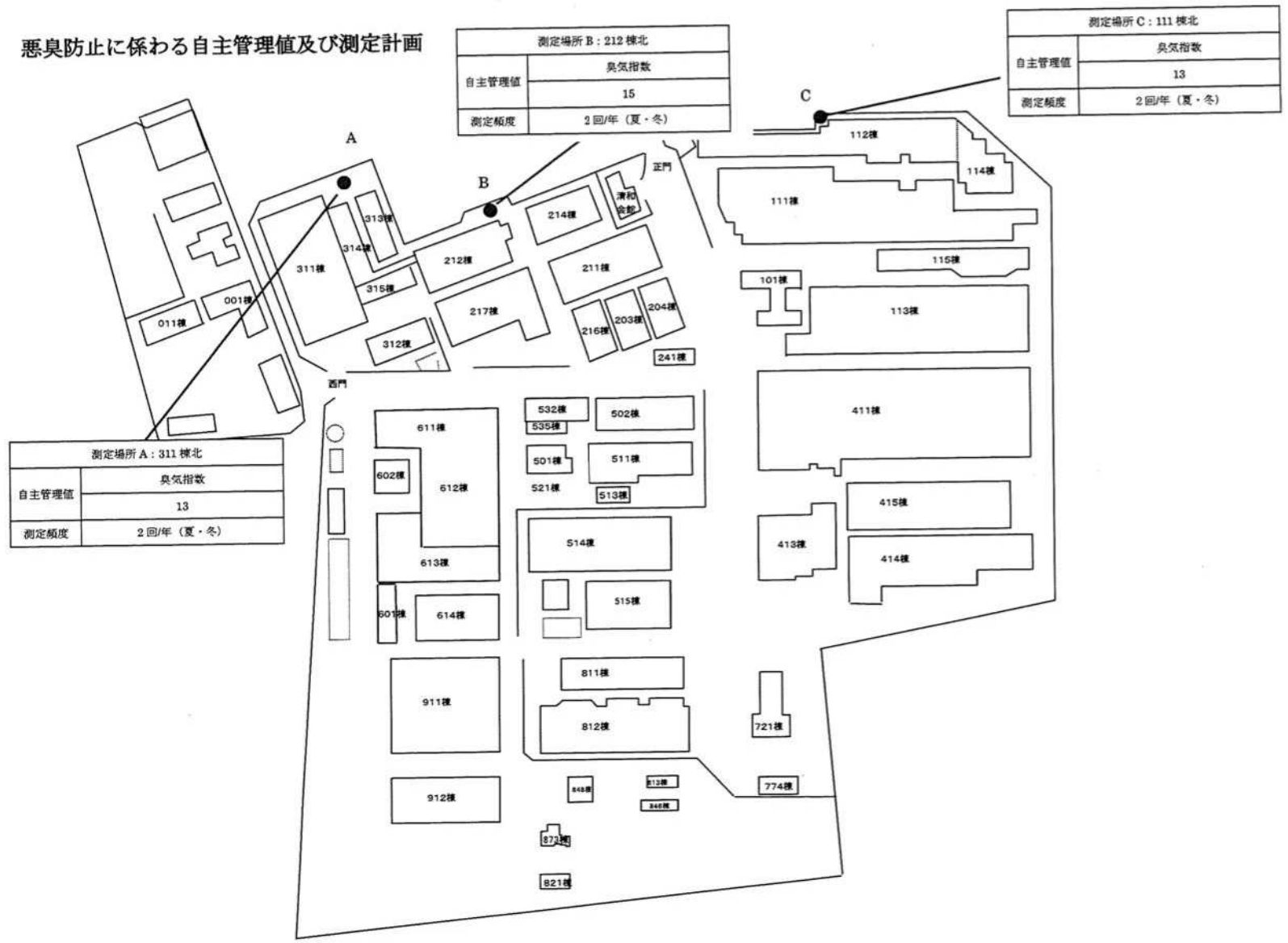
項目	自主管理値 (mg/L)	備 考		
		自主管理値の根拠 (法令基準値との関連等)	定期的測定 の実施	
人の健康に係わる被害を生ずる恐れのある項目	1 カドミウム及びその化合物	0.03	建設局基準	
	2 シアン化合物	0.7	建設局基準	
	3 有機リン化合物	0.7	建設局基準	
	4 鉛及びその化合物	0.1	建設局基準	
	5 六価クロム化合物	0.35	建設局基準	
	6 ヒ素及びその化合物	0.1	建設局基準	
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	建設局基準	
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと	建設局基準	
	9 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	建設局基準	
	10 トリクロロエチレン	0.1	建設局基準	
	11 テトラクロロエチレン	0.1	建設局基準	
	12 ジクロロメタン	0.2	建設局基準	
	13 四塩化炭素	0.02	建設局基準	
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04	建設局基準	
	15 1,1-ジクロロエチレン	1	建設局基準	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	建設局基準	
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3	建設局基準	
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06	建設局基準	
	19 1,3-ジクロロプロペン	0.02	建設局基準	
	20 チウラム	0.06	建設局基準	
	21 シマジン	0.03	建設局基準	
	22 チオベルカンプ	0.2	建設局基準	
	23 ベンゼン	0.1	建設局基準	
	24 セレン及びその化合物	0.1	建設局基準	
	25 ホウ素及びその化合物	23	建設局基準の10%	○
	26 フッ素及びその化合物	14	建設局基準より低い値	○
	27 1,4-ジオキサン	0.5	建設局基準	
害を生ずる環境に係わる恐れのある被	28 フェノール類	0.5	建設局基準の10%	
	29 銅及びその化合物	0.9	建設局基準の30%	○
	30 亜鉛及びその化合物	1	建設局基準より低い値	
	31 鉄及びその化合物 (溶解性)	1	建設局基準の10%	○
	32 マンガン及びその化合物 (溶解性)	1	建設局基準の10%	
	33 クロム及びその化合物	0.2	建設局基準の10%	
下水処理場負荷をかける・施設を損傷させる恐れのある項目	34 温度	45℃未満	建設局基準	○
	35 水素イオン濃度 (PH)	5を超え9未満	建設局基準	○
	36 生物化学酸素要求量 (BOD)	1000	建設局基準より低い値	○
	37 浮遊物質量 (SS)	1000	建設局基準より低い値	○
	38 n-ヘキサン抽出物質 (鉱油)	2.5	建設局基準より低い値	○
	39 n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	75	建設局基準より低い値	○
	40 窒素含有量	240	建設局基準の20%	○
	41 リン含有量	32	建設局基準の20%	○
	42 沃素消費量	220	建設局基準	



添付4-5 騒音・振動防止に係る自主管理値及び測定計画



添付 4-6 悪臭防止に係わる自主管理値及び測定計画



## 添付4-7 目標達成のために講ずる措置・対策

管理項目		自主管理値達成のために講ずる措置 (自主管理値達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	ばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、できる限り低NO<sub>x</sub>仕様の機器を採用する。</li> <li>◆燃料を転換する(都市ガス⇒電気)</li> <li>◆工程を見直す(生産性の合理化)</li> </ul> 令和元年度は施設更新の予定は無い。
	ばい煙排出規制の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆排ガス処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、添付4-8「排ガス中のばい煙濃度等測定計画」により自主管理値の維持状況を確認する。</li> <li>◆この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。尚、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。</li> </ul>
水質汚濁防止対策	排出する公共用水域に 排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理 富栄養化防止対策の推進(現在よりも窒素、磷の排出量を増加させない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道分流は完了しているが、添付4-9「公共用水域排出水の汚染状態測定計画」により、雨水排水放流の自主管理値の維持状況を確認する。</li> <li>◆この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。尚、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。</li> </ul>
	有害物質を過去において使用している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆過去において有害物質が地下浸透することによる、土壌汚染・地下水汚染の有無を定期的に確認する。(1回/年実施) ただし、3年間測定を継続し、測定結果が常に決められた分析方法による検出限界以下であれば以後の測定は、環境推進責任者の指示により必要に応じて行なう。</li> <li>◆この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。尚、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。</li> </ul>
下水排水汚濁防止	排出水の水質規制遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆排水処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、添付4-10「公共用下水道排出水の汚染状態測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認する。この測定結果を「環境保全協定書」に記載する。尚、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。</li> </ul>
騒音防止対策	法令等の基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆添付4-5「騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認し、必要に応じて対策を講じる。</li> <li>◆発生源対策として、防音カバーの設置、吸音材の設置等を必要により実施する。建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施設等を必要により実施する。</li> <li>◆低騒音型コンプレッサーへの更新。</li> </ul>

振動防止対策	法令等の基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆添付4-5「騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認し、必要に応じて対策を講じる。</li> <li>◆発生源対策として、弾性支持、防震材料の採用等を必要により実施する。</li> </ul>
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆添付4-6「悪臭防止に係わる自主管理値及び測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認し、必要に応じて対策を講じる。</li> <li>◆吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建物又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を必要により実施する。</li> </ul>
産業廃棄物対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業廃棄物を委託処理する際には、法令の規定する産業廃棄物管理（マニフェスト）制度を遵守する。</li> <li>◆特別管理産業廃棄物にあつては、法令の保管・処理・処理基準を遵守し法定の記録報告を実施する。</li> <li>◆廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の再生利用、再資源化などの有効利用及び減量化に努め、神戸市「多量の産業廃棄物排出事業者に係る処理計画等記載要領」に従い、処理計画の策定や報告を行う。</li> </ul>
地球温暖化対策	環境の保全と創造に関する条例に基づく「特定物質排出抑制計画」に従い温室効果ガスの排出抑制のための対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」第142条に基づき当該特定物質の排出の抑制に係る目標を、添付4-11「特定物質排出抑制計画」に定める。その目標設定は、添付4-12「特定物質排出抑制(変更)計画書（兵庫県条例）」に基づく。</li> </ul>

添付 4 - 8 排ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定個所	測定方法	備考
1	窒素酸化物の濃度、及び 排出量	2回/年	・焼鈍炉	JIS K 0104	
2	ばいじんの濃度	6回/年	・焼鈍炉	JIS Z 8808	

添付4-9 公共用水域排出水の汚染状態測定計画

	項 目	測定頻度	測定個所	測定方法	備考	
法令排水基準設定項目 (有害物質項目)	1	カドミウム	2回/年	雨水排水放流槽	JIS K 0102	
	2	全シアン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	4	有機リン	2回/年	同上	環境庁告示第64号 付表1	
	5	鉛	2回/年	同上	JIS K 0102	
	6	六価クロム	2回/年	同上	JIS K 0102	
	7	砒素	2回/年	同上	JIS K 0102	
	8	全水銀	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表2	
	9	アルキル水銀	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表3	
	10	P C B	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表4	
	11	トリクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	12	テトラクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	13	ジクロロメタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	14	四塩化炭素	2回/年	同上	JIS K 0102	
	15	1,2-ジクロロエタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	16	1,1-ジクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	17	シス-1,2-ジクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	18	1,1,1トリクロロエタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	19	1,1,2-トリクロロエタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	20	1,3-ジクロロプロペン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	21	ベンゼン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	22	チウラム	-	-	環境庁告示第59号 付表5	
	23	シマジン	-	-	環境庁告示第59号 付表6	
	24	チオベンカルブ	-	-	環境庁告示第59号 付表6	
	25	セレン	2回/年	雨水排水放流槽	JIS K 0102	
	26	1,4-ジオキサン	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表8	
	法令排水基準設定項目 (生活環境項目)	27	水素イオン濃度(PH)	-	-	JIS K 0102
28		浮遊物質(SS)	-	-	環境庁告示第59号付表9	
29		化学的酸素要求量(COD)	-	-	JIS K 0102	
30		N-HE X抽出物質(動植物)	-	-	JIS K 0102	
31		N-HE X抽出物質(鉱物油)	-	-	JIS K 0102	
32		銅	-	-	JIS K 0102	
33		亜鉛	-	-	JIS K 0102	
34		溶解性鉄	-	-	JIS K 0102	
35		フェノール類	-	-	JIS K 0102	
36		フッ素	-	-	JIS K 0102	
37		マンガン	-	-	JIS K 0102	
38		全窒素	-	-	JIS K 0102	
39		全リン	-	-	JIS K 0102	
40		大腸菌	-	-	厚生省・建設省令第1号	
41		ほう素	-	-	JIS K 0102	
42		アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素	-	-	JIS K 0102	

添付4-10 公共用下水道排出水の汚染状態測定計画

項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
人の健康に係わる被害を生ずる恐れのある項目	1 ホウ素及びその化合物	1回/1ヶ月	各排出口	JIS K 0102
	2 フッ素及びその化合物	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
生活環境に係わる被害を生ずるおそれのある項目	3 銅及びその化合物	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	4 鉄及びその化合物 (溶解性)	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
下水処理場負荷をかける施設を損傷させるおそれのある項目	5 水素イオン濃度 (PH)	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	6 生物化学酸素要求量 (BOD)	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	7 浮遊物質 (SS)	1回/1ヶ月	同上	環境庁告示第59号付表9
	8 N-HE X抽出物質 (動植物)	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	9 N-HE X抽出物質 (鉱物油)	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	10 窒素含有量	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	11 リン含有量	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	12 温度	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102

## 5. 公害防止対策、地球温暖化防止対策以外の環境保全に係わる計画

添付5-1 長期計画

(目標達成年次2030年度中)

	分野	項目	目標	
1	事業所等での節電・節水・燃料使用量の削減	省エネルギー (CO2 削減)	生産高当り排出量削減	
		節水	水漏れ削減、節水	
		燃料使用量の削減		
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	事務用紙の使用削減	生産高当り使用量維持	
		廃棄物発生量の抑制	リサイクル率維持	
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	認定購入先の維持・拡大	
		再生紙の使用促進	100%	
		プリンタトナーカートリッジの再生利用	100%	
4	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	良質燃料への転換	油 → ガス → 電気	
		廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	処分可能部分の塩素化合物の削減	
			梱包用発泡スチロールの削減	再利用
			分解工程の効率化	
5	自動車対策	マイカー通勤の抑制	全廃継続	
		社有車の削減		
		製品物流の CO2 削減	前年度実績比からの削減	
		アイドリングストップの推進	徹底	
		低公害・省エネルギーな自動車への転換	更新時に転換	
6	特定フロン等使用量の削減	代替物質への転換	設備更新時転換	
		設備更新時に特定フロン非使用設備を導入	全設備適用	
		特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底	
7	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	工場立地法の遵守	
		ビオトープの整備	2023 年設置 維持管理	
		光害の抑制		
8	従業員教育	環境教育の実施	従業員全員	
		啓発活動	社内報、環境方針構内掲示	
9	地域社会への参画	事業場周辺の清掃活動	JR 兵庫駅—弊社 (3 回/年)	
		地域の環境保全活動への参加	里山保全活動 (6 回/年)	
		地域住民とのコミュニケーション	コロナ感染対策含め検討	
10	環境管理システムの充実	ISO 14001 の更新・維持審査		
		社内相互監査の受審	1 回/年	
		所内内部監査の実施	1 回/年	



添付5-2 2024年度計画

	分野	項目	細目	詳細目標
1	事業場等での節電・節水・燃料使用量の削減	省エネルギー (CO2 削減)	省エネ空調機への更新等	順次切替
			照明器具の高効率化等	逐次実施
			生産設備更新、生産性改善	順次更新、逐次実施
		節電	休み時間等の消灯、空調温度厳守	啓発活動
		節水	水漏れ削減、節水設備へ更新	
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	事務用紙の使用削減	効果的な複写(両面、縮小)紙情報の電子化、購入管理	啓発活動
		廃棄物発生量の抑制	ゴミ課金による分別徹底	啓発活動
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	三菱電機グループ(神戸地区)「グリーン認定制度」	認定取引先維持・拡大
		再生紙の使用促進	コピー用紙の再生紙利用	100%利用 100%古紙へ転換
		プリンタ・トナーカートリッジの再生利用	メーカー持ち帰り	100%
4	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	良質燃料への転換	油 → ガス → 電気	逐次実施
		廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	処分可能部分の塩素化合物の削減	
			梱包用発泡スチロールの削減	再利用
		分解工程の効率化		
5	自動車対策	マイカー通勤の抑制	—	全廃の維持
		社有車の削減	—	2024年度予定無し
		製品物流のCO2削減	JRコンテナ適用、積合わせ適用、JITBoxチャータ便適用	逐次実施
		アイドリングストップの推進	—	構内に於けるアイドリングストップの徹底
		低公害・省エネルギーな自動車への転換	—	2024年度予定無し

	分野	項目	細目	詳細目標
6	特定フロン等使用量削減	代替物質への転換	—	設備更新時に転換
		設備更新時に特定フロン非使用設備を導入	—	全設備適用
		特定フロン等使用機器廃棄時の適正処理	—	フロン回収の徹底
7	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	—	工場立地法の遵守
		ビオトープの整備		
		光害の抑制		
8	従業員教育	環境教育の実施	一般教育	従業員全員
			特別教育	対象全部門
			緊急時対応訓練	随時
		啓発活動	環境月間	社内報、構内掲示
9	地域社会への参画	事業場周辺の清掃活動	兵庫駅から会社までの空き缶、ごみ拾い	
		地域の環境保全活動への参加	里山保全活動開催	
		地域住民への施設見学の実施	夏祭り開催	
10	環境管理システムの充実	ISO14001の更新・維持審査	—	
		社内相互監査の受審	—	1回/年
		所内内部監査の実施	—	1回/年